



2009年JMR中国・四国ラリーシリーズ車両規定

第1条 総則

本規則は2002年JAF国内競技車両規則第3編（ラリー車両規定）および2009年国内競技車両規則第2編（ラリー車両規定）を補足するものである。

第2条 消火器

2-1 消火器

当該年のラリー車両規定の第2章第3条に従った消火器を装備すること。
(有効期間に留意すること。またRB車両も2.0kg以上を搭載する事になる)

第3条 原動機・補器類

3-1 過給器（タービン）の変更

排気マニホールドの変更なくボルトオンで取付ができる場合のみ変更ができる。

3-2 プローオフバルブ、ウエストゲートバルブについて

大気開放は認められない。

3-3 インタークーラーおよび配管の変更について

容量及び取付位置、それに伴う配管等の変更は許される。（NAの配管も同様）
ただしエアクリーナーボックスは純正を使用しなければならない。

3-4 オイルクーラーの追加、変更について

追加取付及び容量の変更をすることができる。

3-5 原動機の改造について

改造することは認められない。

第4条 吸・排気系統

4-1 エアクリーナー

スポーツタイプへの変更は認められない。（純正品を使用すること）

4-2 マフラー及び排気管

変更することは認められない。

4-3 例外事項について

スピード行事SA車両で参加の場合、4-1、4-2についてはオーガナイザーの自由とする。

第5条 緩衝装置

5-1 ピロボールの取付について

ストラット上部のアップマウントをピロボールに変更することができる。

アーム類（ロアアーム、テンションロッド等）の接手部を加工せずにピロボールに変更することができる。（圧入式タイプのことをいう）

第6条 制動装置

6-1 ブレーキホースの変更について

変更することができる。ただし、陸運支局に届け出済みのものに限る。

第7条 動力伝達装置

- 7-1 トランスミッションについて
ケースの変更を伴わない場合、減速比または変速段数を変更することができる。
- 6-2 デファレンシャルについて
ケースの変更を伴わない場合、減速比を変更することができる。

第8条 灯火類

- 8-1 前照灯
バルブを変更することができる。
- 8-2 フォグランプ
- 8-2-1 明るさが1万カンデラ以下のフォグランプ
前照灯の中心を含む水平面以下に取り付けることができる。
- 8-2-2 明るさが1万カンデラを超えるフォグランプ
以下のフォグランプを取り付けることができる。
- (1) 型式認定を受けたもの
(型式認定番号にFの表示がある)
- (2) 型式認定を受けたものに準ずる性能を有するもの
(水平線上部の明るさが770カンデラ以下であること)
- 8-2-3 7-2-2項のフォグランプの取付位置
- (1) 照明部の最外線は自動車の最外側から0.4m以内であること。
- (2) 照明部の上縁は地上0.8m以下であること。
- (3) 照明部の下縁は地上0.25m以上であること。

第9条 走行装置

- 9-1 タイヤ及びホイールの変更について
国内競技車両規則に明記の通り、JATMA YEAR BOOKに記載されているものまでの変更はできる。
Sタイヤの使用は禁止する。

第10条 車体

- 10-1 ボンネット及びトランクについて
材質を変更することができる。ただし、下記事項に留意すること。
- (1) 堅ろうで運行に十分耐える構造であること。
- (2) ヒンジ、接手及びキャッチ（ストライカー）は変更しないこと。
- (3) ハッチバック車等窓ガラスを取り付けているものの材質変更は許されない。
(例) GC8インプレッサのトランクの材質変更は可。
CJ4A3ドアミラージュのリアゲートの材質変更は不可。

第11条 内装

- 11-1 内装の削除
削除することができる。ただし乗車定員分の最小限の内装は確保すること。

第12条 その他

- 12-1 扉
扉、窓ガラス共変更は認められない。

第13条 施行

本規則は2009年1月1日より施行する。